

第5回 富士川町新中学校開校検討委員会

日時：令和5年1月26日（木）

午後7時30分～

場所：富士川町役場（新庁舎）1階会議室

【 次 第 】

1 開 会

2 委嘱状交付

3 自己紹介

4 教育長あいさつ

5 委員長及び副委員長の選任

6 委員長あいさつ

7 説明事項

- ・ これまでの経過及び富士川町新中学校開校検討委員会について 資料

8 その他

9 閉 会

富士川町新中学校開校検討委員会 委員名簿

令和5年1月26日 現在

No.	委員種別	氏名	所属及び役職
1	学識経験者	田草川 眞	元教育委員
2		尾崎 源 武	元学校長（増穂地区）
3		雨宮 俊 夫	元学校長（鰺沢地区）
4		内 田 浩	学校評議員（増穂中学校）
5		雨宮 弥太郎	学校評議員（鰺沢中学校）
6	地区の代表者	永 井 利 彦	最勝寺区 区長
7		山 村 新 一	天神中條区 区長
8		鮫 田 敏 光	富士川町区長会 会長 (大久保区 区長)
9		井 上 修	穂積区 区長
10		原 光 郎	鰺沢中区 区長
11	各小中学校長	小 林 達 也	増穂中学校 校長
12		小 林 淳 二	鰺沢中学校 校長
13		佐 野 三代司	増穂小学校 校長
14		小 林 さゆり	増穂南小学校 校長
15		勝 俣 孝 光	鰺沢小学校 校長
16	各学校PTA代表者	渡 辺 晃 樹	増穂小学校PTA 会長
17		井 上 智 之	増穂南小学校PTA 会長
18		秋 山 秀 昭	鰺沢小学校PTA 会長
19		望 月 信	増穂中学校PTA 会長
20		佐 野 圭 二	鰺沢中学校PTA 会長
21	保育所等の保護者の代表者	大 森 篤	町立保育所保護者連合会 会長 (第1保育所)

◆中学校統合の経過

平成22年 3月 8日 増穂町、鯉沢町合併 富士川町誕生
 平成30年 9月25日 町総合教育会議において「今後の富士川町教育のあり方」
 について議論する
 平成30年11月19日 富士川町小中学校あり方検討会設置（全5回開催）
 平成31年 3月22日 富士川町小中学校のあり方基本方針提言書 受領
 令和 元年 8月20日 富士川町小中学校のあり方懇話会の設置（全3回開催）
 11月11日 富士川町小中学校のあり方懇話会の意見書 受領

令和 2年 1月 第2次富士川町学校規模適正化基本方針を策定

◆第2次富士川町学校規模適正化基本方針の概要

1) 教育制度

新たな教育制度も検討するなかで、現状の教育制度を引き続き進め、今後とも小中連携教育を推進していく。

2) 適正規模

＜中学校＞

1学年2学級を下限とする。

方針：中学校においては協調性や社会性を育む必要がある。

3) 適正配置

＜中学校＞

通学距離 概ね6km以内とする。

通学時間 概ね1時間以内とする。

中学校の方針：増穂中学校及び鯉沢中学校は、多様な人間関係を築きながら切磋琢磨し、協調性や社会性を育む機会が確保できる教育環境を整備する必要があることから、両校を統合して、歴史や伝統を併せ持つ新たな中学校として設置する。

4) 留意点

- ・中学校を統合する場合には、新たな学校での生活に適応できるよう、再編前に学校間で事前交流を実施するなど、子どもたちに精神的な不安や動揺を生じさせないように配慮する。
- ・中学校の統合の時期については、令和4年度以降の生徒数の減少状況を考慮し、慎重に検討していく。
- ・中学校の統合をする場合の新たな学校の位置は、生徒の通学距離・時間を考慮し、慎重に検討していく。

- 令和 2 年 4 月～ 町と教育委員会において、「学校配置等」について検討を進め、新中学校の設置場所の候補地を増穂商業高校の跡地とする
- 7 月 2 0 日 「増穂中学校と鯉沢中学校の統合、増穂商業高校の跡地とその施設の活用」について、町議会の同意を得る
- 8 月 2 5 日 町総合教育会議において「第 2 次富士川町学校規模適正化基本方針に基づく新たな中学校」について、新中学校の候補地を増穂商業高校の跡地とする方針を決定
- 1 1 月 1 0 日 富士川町新中学校開校検討委員会を設置
- 令和 3 年 3 月 5 日 令和 3 年第 1 回町議会定例会での所信表明で、増穂商業高校跡地を候補地とし、令和 5 年 4 月開校を目指して、検討を進めていることを公表
- 5 月 2 7 日 町議会から教育委員会に、新たな中学校開校に向けた提言書が提出される
- 5 月 3 1 日 第 2 回富士川町新中学校開校検討委員会開催
(校名・校歌・校章)
- 6 月 2 3 日 「新中学校開校に向けた保護者説明会」を開催
- ～ 7 月 2 日 (増穂中学校・鯉沢中学校・増穂小学校の 3 箇所)
- 8 月 新中学校の校名を募集 (富士川町民・富士川町にゆかりのある方・富士川町立小中学校の児童生徒)
新中学校の校歌フレーズを募集 (児童生徒)
- 8 月 2 3 日 第 3 回富士川町新中学校開校検討委員会開催 (書面)
(教室等再配置案・施設改修案)
- 1 0 月 制服等アンケートを実施 (児童生徒・保護者)

- 令和 4 年 1 月 1 6 日 望月利樹氏が町長に就任
- 1 月 3 1 日 令和 4 年第 1 回町議会臨時会での所信表明で、中学校統合の在り方について再度検討をし直すことを進めていることを公表
- 2 月 8 日 町総合教育会議において「中学校統合」について協議し、令和 5 年 4 月開校の延期を決定
- 2 月 2 2 日 第 4 回富士川町新中学校開校検討委員会開催（統合延期）
- 3 月 1 5 日 町の政策会議で中学校統合方針の決定方法の決定
（アンケート・対話集会・説明会）
- 3 月 中学校統合に関するアンケート調査を実施（1 回目）
（町内小中学校の児童生徒・保護者・教職員）
- 5 月 中学校統合に関するアンケート調査を実施（2 回目）
（町民）
- 6 月 2 1 日 「中学校統合に関する対話集会」を開催
～ 3 0 日 （増穂中学校・鯉沢中学校・増穂小学校の 3 箇所）
- 7 月 1 3 日 総合教育会議において「中学校統合」について協議し、中学校の統合を進めていくことを決定
- 8 月 新たな中学校に関するアンケート調査を実施（3 回目）
（町内小中学校の児童生徒・保護者・教職員）
- 9 月 2 2 日 町議会から町及び委員会に、新たな中学校開校に向けた提言書が提出される
- 9 月 2 6 日 教育委員会定例会において、新たな中学校の方針（案）について協議
- 1 0 月 3 日 総合教育会議において「新たな中学校の方針（案）」について協議し、方針（案）を決定
- 1 0 月 1 3 日 「新たな中学校に関する対話集会」を開催
～ 1 4 日 （2 日とも町民会館）
- 1 0 月 2 7 日 教育委員会定例会において、新たな中学校の方針について協議
- 1 1 月 4 日 総合教育会議において「新たな中学校の方針」について協議し、方針を決定
- 令和 5 年 1 月 日 第 5 回富士川町新中学校開校検討委員会開催

新たな中学校の方針

設置理由	富士川町の全ての生徒が、多様な人間関係を築きながら切磋琢磨し、協調性や社会性を育む機会が得られるよう、教育環境を整備する必要があるため
設置方法	増穂中学校と鰍沢中学校を統合し、両校の歴史や伝統を併せ持つ新たな中学校を設置する
設置場所	富士川町天神中条 9 9 1－1（現増穂中学校敷地）
開校時期	令和 7 年 4 月に新たな中学校を開校する
校 舎 等	令和 5 年度から新校舎の建設事業に着手し、令和 9 年度夏季休業中の移転を目指す 開校から新校舎への移転までは、増穂中学校を仮の校舎とする

●設置場所の主な決定理由

- ・民家が多く、地域住民の見守りができているため、安全面での不安が少ないこと
- ・児童生徒の人口分布の中心が増穂中学校に近いこと
- ・通学手段について、現状からあまり変更がないこと
- ・既存の屋内運動場を活用できること
- ・自然災害への不安が少ないこと

●開校時期の決定理由

- ・なるべく早い時期の統合が望ましいが、時間をかけて調整や生徒の交流を行う必要があるため

●移転を夏季休業中とした理由

- ・教育活動の妨げにならない時期が望ましいため

●仮の校舎の増穂中学校とした理由

- ・ある程度の環境が整っており、あまり費用をかけずに運用できるため

富士川町新中学校開校検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士川町立中学校の統合を円滑に推進するとともに、これに伴い設置する新たな中学校の開校に向けての準備を行うため、富士川町新中学校開校検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校の名称、校歌、校章等に関する事。
- (2) 学校の教育課程及び学校行事等に関する事。
- (3) P T A等の組織及び運営に関する事。
- (4) 学校の設備及び備品等に関する事。
- (5) 学校の通学体制に関する事。
- (6) 学校の歴史及び伝統の保存に関する事。
- (7) その他開校準備に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地区の代表者
- (3) 各小中学校長
- (4) 各小中学校 P T Aの代表者
- (5) 保育所及び幼稚園の保護者の代表者
- (6) その他教育委員会が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から新たな中学校が開校するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長

が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会を公開により行うことができる。

(部会)

第7条 検討委員会は、第2条に規定する検討事項について必要があると認めたときは、調査検討部会(以下「部会」という。)を設置することができる。

2 部会は、委員長が任命する委員をもって組織する。

3 部会に部長及び副部長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

4 部長は、部会を代表し、部会の結果を検討委員会に報告する。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部長が招集し、その議長となる。

7 部会の会議には、関係する者が出席し発言することができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

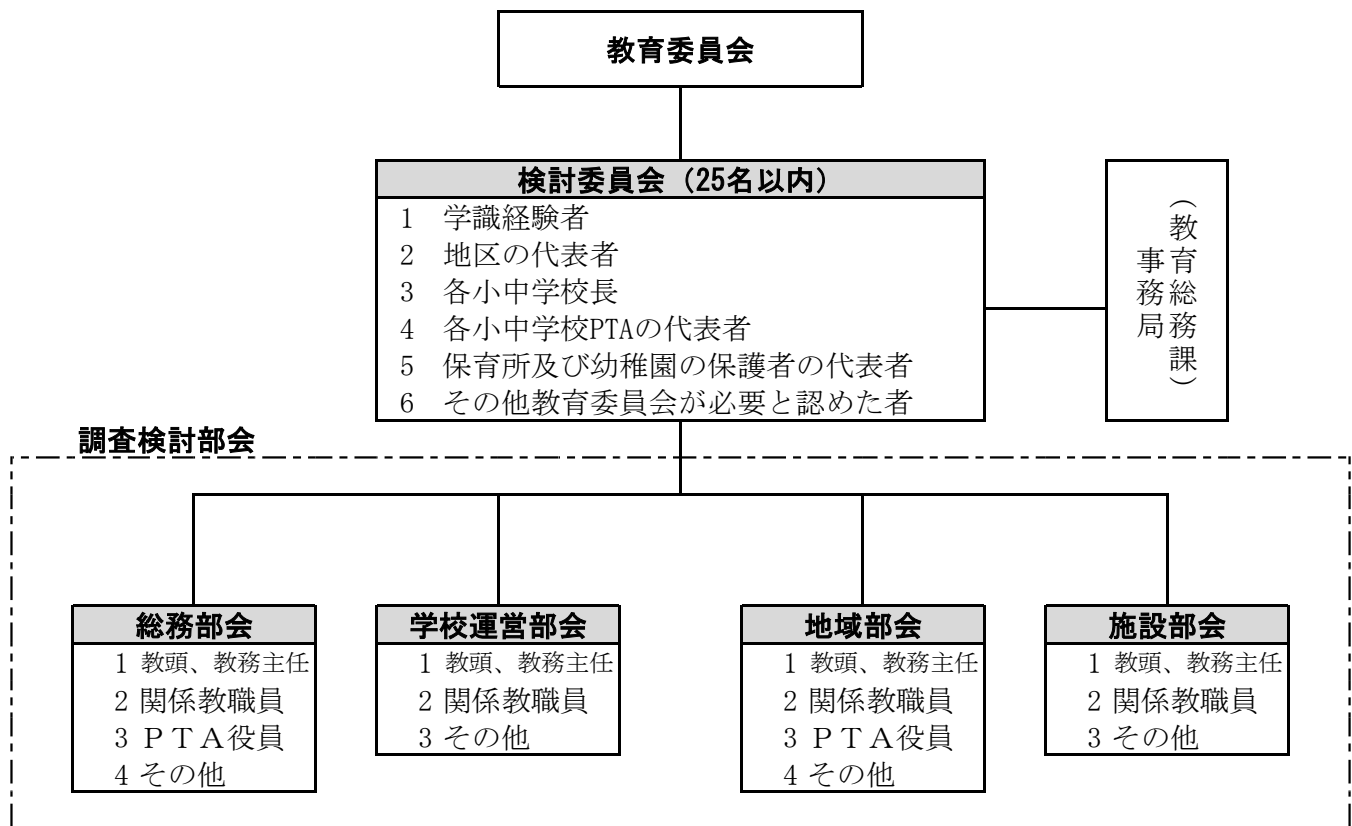
(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる検討委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

富士川町新中学校開校検討委員会 組織及び検討項目



調査検討部会の担当事務

部 会 名	担 当 事 務
総務部会	学校の名称等に関すること
	① 学校の名称、校歌、校章、校旗
	② 式典行事
	③ その他
学校運営部会	教育課程及び学校行事等に関すること
	① 教育目標
	② 教育課程の編成
	③ 学校行事
地域部会	通学体制及びP T A組織等に関すること
	① P T A組織編制、規約、役員、運営
	② 学校運営協議会
	③ 通学路、通学方法、安全対策等
施設部会	施設設備及び備品等に関すること
	① 施設改修、新校舎建設、設備等
	② 備品 (一般備品、教材備品、学校図書等)
	③ 保存文書等
	④ 移転計画等
	⑤ その他